

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年三月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

<p>路 線 名</p>	<p>三郷松伏線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>吉川市大字八子新田字蛇畔（一八 三番一十一八三番三）地先から 同市大字八子新田字大道一〇五 〇番五地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和四年三月十一日</p>
<p>備 考</p>	<p>令和四年三月十一日付け埼 玉県越谷県土整備事務所長 告示第五号における道路予 定区域の供用開始である。 延長四三七・二〇メートル</p>